

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	サッポロホールディングス株式会社		コード	2501
提出日	2018/2/26	異動（予定）日	2018/3/29	
独立役員届出書の提出理由	①2018年3月29日に開催予定の定時株主総会において、社外役員の選任議案が付議されるため。 ②「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」に一部変更が生じたため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	服部 重彦	社外取締役	○													△			訂正・変更	有
2	鶴澤 静	社外取締役	○														○		訂正・変更	有
3	マッケンジー・クラグストン	社外取締役	○													○			新任	有
4	佐藤 順哉	社外監査役	○														○		訂正・変更	有
5	杉江 和男	社外監査役	○													△			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	服部重彦氏は、2015年6月まで株式会社島津製作所の業務執行に携わっておりました。過去、当社子会社の一部工場で同社製品を購入したことがあります。当該購入金額は僅少であります。	服部重彦氏は、事業法人の社長としての豊富な経験・実績・見識を有し、また、海外での経営経験も豊富であり、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。国際展開を推進する当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役として選任しております。また、適用のある金融商品取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（4. 補足説明参照）に照らし、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当する事項はございません。	鶴澤静氏は、持株会社の社長としての豊富な経験・実績・見識を有し、また、財務・経営管理における豊富な経験に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。グループ経営体制の強化など当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役として選任しております。また、適用のある金融商品取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（4. 補足説明参照）に照らし、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	マッケンジー・クラグストン氏は、2016年9月より当社顧問として当社経営へのアドバイスを受けています。顧問としての報酬は同氏の有する経験・見識に基づく当社の経営への助言に対する対価として支払われたもので、当事業年度における報酬額は500万円以下であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。なお、同氏が取締役役に就任された場合は、当社顧問を退任する予定です。	マッケンジー・クラグストン氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、当社が事業展開を進める北米・東南アジアの外交・貿易の分野で高い見識を有しております。その豊富な経験・実績・見識から、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただくことにより、グローバル展開を推進する当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役候補者としております。また、適用のある金融商品取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（4. 補足説明参照）に照らし、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当する事項はございません。	佐藤順哉氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、各社における社外取締役または社外監査役として豊富な経験を有しております。また、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役として選任しております。また、適用のある金融商品取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（4. 補足説明参照）に照らし、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
5	杉江和男氏は、2015年3月までD I O株式会社の業務執行に携わっておりました。現在、当社子会社との間で、同社製品の取引がありますが、直近の事業年度における当社の連結売上高及び同社の連結売上高それぞれに対する当該取引金額の割合はいずれも0.1%未満であります。	杉江和男氏は、事業法人の社長として、豊富な経験・幅広い知識・情報などに基づく高い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役として選任しております。また、適用のある金融商品取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（4. 補足説明参照）に照らし、同氏と株主との間で利益相反となるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

【社外役員の独立性基準】

1. 当社において社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）が独立性を有する社外役員（以下「独立役員」という。）というためには、当該社外役員が以下の（1）から（3）のいずれにも該当してはならないものとする。

（1）現在又は過去10年間に於いて、当社又は当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）であった者（※1）

（2）現在又は過去3年間に於いて、以下の①から⑧のいずれかに該当していた者

①当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者（※2）

②当社グループの主要な取引先又はその業務執行者（※3）

③当社グループから役員報酬等以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）（※4）

④当社グループの主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）（※5）

⑤当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者

⑥当社グループから多額の寄付を受けている者又は寄付を受けている団体の理事その他の業務執行者（※6）

⑦当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員

⑧当社グループの主要な借入先又はその業務執行者（※7）

（3）上記（1）又は（2）に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等内の親族

2. 当社において独立役員であるというためには、当社の一般株主全体との間で、上記1. の（1）から（3）で考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない社外役員であることを要する。

3. 上記1. の（1）から（3）のいずれかに該当する社外役員であっても、当該社外役員の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える社外役員については、当社は、当該社外役員が適用ある金融商品取引所が定める独立性基準を充足しており、かつ、当該社外役員が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該社外役員を当社の独立役員とすることができるものとする。

（注）

※1. 過去10年間のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役又は監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間とする。「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

※2. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者をいう。

※3. 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った者をいう。

※4. 「当社グループから役員報酬等以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家」とは、直近事業年度において役員報酬等以外にその者の年間連結売上高の2%若しくは1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産を当社から得た者又は法律事務所、監査法人、税理士法人若しくはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであつて、直近事業年度においてそのファームの年間総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けたファームの社員、パートナー、アソシエイト若しくは従業員である者をいう。

※5. 「当社グループの主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又は保有する法人をいう。

※6. 「多額の寄付」とは、直近事業年度における年間1,000万円以上又は当該団体の平均年間総費用の30%のいずれか高い方の額の寄付をいう。

※7. 「当社グループの主要な借入先」とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。